



# りそな銀行アジアニュース

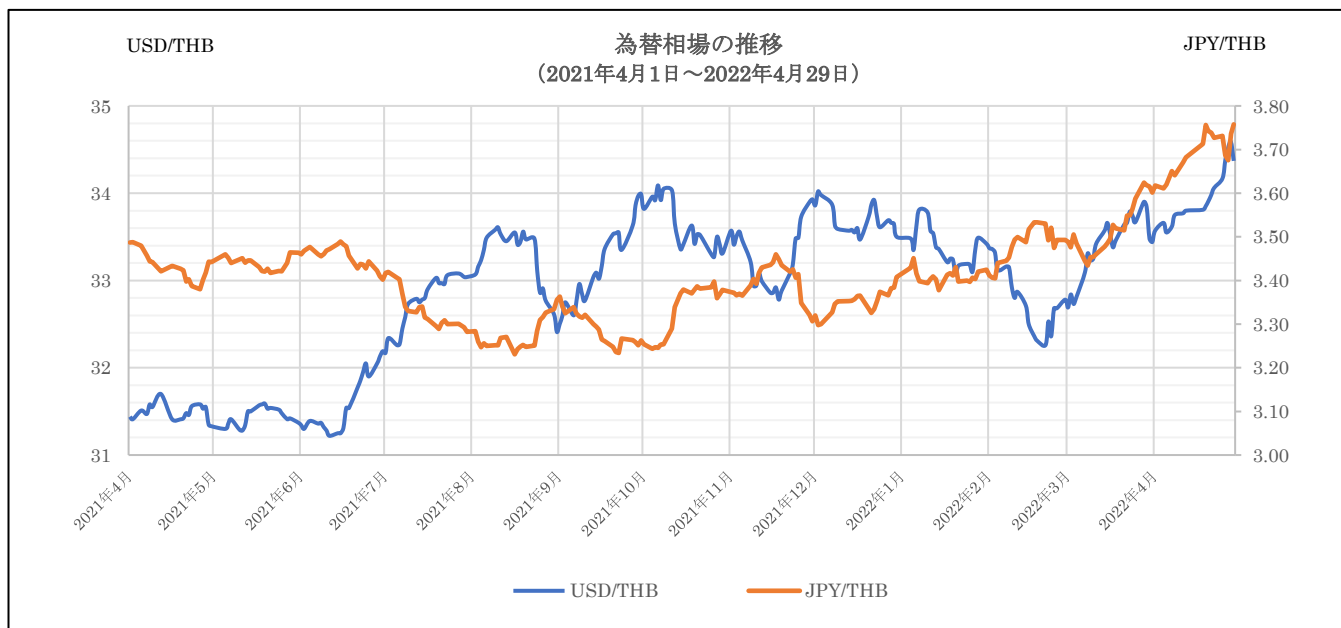
2022年5月6日  
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

## 「タイの外為規制緩和について」

タイ中央銀行は4月18日、外為規制を一部緩和すると発表した。新たな外国為替エコシステム（FX ecosystem）開発計画に基づいて、資金移動や為替リスクをより効率的に管理する他、外国為替取引の費用軽減、手続きの簡素化、為替ヘッジの促進などによって企業活動を支援する狙い。新たな規制は官報告示の翌日に発効する予定。主な内容は以下の通り。

事項	主な規制緩和後	従前
1. 海外送金	1.1) 海外の非関連会社への融資および海外不動産の購入の上限額を廃止。 1.2) 決済代金として自社海外口座への外貨建て送金を自由化。	1.1) 年間 5,000 万米ドルまで認められる。 1.2) 5 万米ドルまで認められる。
2. 外国為替の国内送金	・決済代金が外貨建てである場合など、必要と判断される場合、国内送金目的であってもタイ企業による外貨購入が可能。	・外貨預金口座を通じた送金のみ認められる。
3. 外貨取引に付属文書の提出義務撤廃	・商業銀行の利用者で「本人確認 (KYC)」を済ませている場合、外国為替取引前の関連書類を免除する。 ・商業銀行の利用者で「本人確認 (KYC)」を済ませていない場合、1 件 20 万米ドル超の取引は関連書類を求められる。 ・非居住者のパーツ建ての口座から引き落とす場合、外国為替取引前の関連書類を免除する。	・1 件 20 万米ドル超の取引は関連書類を求められる。 ・1 件 500 万パーツ超の取引は関連書類を求められる。



【出所:タイ中央銀行】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2743  
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載